第明治三二十種郵便物認可　三月三十一日

（十五）　施行地区内に宅地（指定宅地を除く。）若しくはその借地権又は施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に権原に基づき建築物を有する者で、当該権利に対応して、防災施設建築敷地又は防災施設建築物に関する権利を与えられることとなるもの及び施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に存する建築物の借家権者で、当該借家権に対応して、防災施設建築物の一部について借家権を与えられることとなるものに関する事項

| 権利者 | | | | | | 権利変換期日前の権利の状況 | 権利変換期日後の権利の状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |